

所得税の申告と納税はお早めに

二月十六日から三月十五日まで

二月十六日(火)から所得税の確定申告が始まります。

申告と納税は三月十五日(月)までですが、例年三月十日を過ぎると窓口が非常に混雑しますので、なるべく早めに申告されるようお願いいたします。

なお、税金の還付を受けるための申告は、二月十六日以前でも提出できますし郵送でも結構です。早く申告すれば、それだけ早く税金が還付されます。

サラリーマンで医療費を支払ったり、新しい住宅を取得した方など還付申告される方は簡単な還付申告書をご利用ください。

申告書は郵送でも結構です

お忙しい方は申告書を郵送しても結構です。その場合、申告書の控に受付印が必要な方は、申告書控と返信用封筒(切手貼付)同封をお忘れなくお送りください。

確定申告書を提出される場合

特別な書類を添付し、または提示しなければならない場合があります。その一般的なものはつぎのとおりです。あらかじめ用意しておいてください。

- ①医療費の領収書 ②共済等掛金の証明書 ③生命保険料、損害保険料の支払証明書 ④源泉徴収票



- ⑤住宅取得控除を受ける場合は、(イ)建築確認通知書の写し(建築確認通知書が必要でない家屋については設計図などの写し) (ロ)登記簿謄本や請負契約書、売買契約書などで、家屋の工事着手または購入年月日をお知らせにする書類やその写し (ハ)住民票の写し ⑥住宅ローン控除を受ける場合は、民間の金融機関等からの借入金であることと、返済期間が十年以上の割賦払いであることが要件で、添付書類は⑤にかける書類のほか住宅取得に係る融資額の償還金額等証明書が必要です。

確定申告書は税務署から

送られたものを

税務署から送られる用紙には予定納税額をはじめ、事務処理のうえに必要な表示などが記入されています。他の用紙を使いますと間違いが起りやすく、お互いに余分な手数料がかかることになります。なお、確定申告書は電子計算機

で処理するため、三枚つづりの確定申告書を送ります。この申告書に記入するときは、三枚目の「控用」をはずしてそれに下書きしたうえで「提出用」(二枚複写)をボールペンで強めに書いてください。また「提出用」の数字を訂正するときは、該当欄からはみださないようご注意ください。

申告書の作成はご自分で

税務署から申告書をお送りした際「申告書の書き方」と「所得税の確定申告書の手引き」も同封します。それを参考にすれば、ご自分で確定申告書を作成することが出来ます。申告書を作成しておきますと、申告の際税務署の窓口または各地区の申告相談会場で、長い間待つこともなく時間の節約ができます。

なお、決算のしかたや申告書の書きかたで、ご不明な点がある場合は税務署から市役所税務課へおたずねください。

贈与税の申告と納税は

二月一日から

昭和五十六年中に六〇万円を超える財産の贈与を受けた方は二月一日から三月十五日までの間に大月税務署へ贈与税の申告と納税をする必要があります。

贈与税については、財産の評価などむずかしい点もありますのでおわかりにならない方は税務署へご相談ください。

◆ 申告に関する説明会と相談会 ◆

大月税務署では、申告に関する説明会と申告相談をつぎの日程によって行ないます。また市役所と税理士会でも相談会を開きますので、お気軽にご利用ください。

1. 三税共同説明会日程

日	時	地 区	会 場
2月9日	13時~15時	都 留	都 留 市 役 所

2. 出張申告相談日程

月 日	地 区	時 間	会 場	対象市町村
2月25日~26日	都 留	10時~15時	都留市役所	都留市・道志村

3. 税理士による確定申告相談会

月 日	時 間	相 談 会 場
2月23日 ㊦	10時~15時	都 留 市 役 所
2月25日 ㊮	10時~15時	都 留 市 役 所
2月26日 ㊰	10時~15時	都 留 市 役 所

〓 指名参加願ひ、2月末日までに

昭和57年度において都留市が行なう工事、製造の請負、または物件を供給しようとする場合には、財務規則により指名参加願ひを提出していただくことになっています。指名を希望されるかたは、所定の様式「指名参加願」に関係書類を添えて、期日までに提出してください。

◎指名(入札)の対象となるもの

- (1) 工事の請負(施設の修繕など)
- (2) 物品の供給(備品、消耗品、原材料等)

◎受付期間 2月1日~2月末日

◎受付場所 管理課契約係

◎提出書類 指名参加願(用紙は管理課へ)